

答弁書第五号

内閣参質第四四号

昭和二十五年四月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員田中利勝君提出開拓農業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員田中利勝君提出開拓農業に関する質問に対する答弁書

一、(一) 營農型態別に分類した開拓地の現況(地区別、農家戸数別)

開拓地の營農型態は、一年一作地帯においては畜産を大きくとり入れた混同經營、二年三作地帯においては養畜穀作混同經營、一年二作地帯においては主穀有畜經營の原型をとり、これに養畜産加工、果樹、特用作物を立地條件に即して適當にとり入れ、消費地に近いところでは蔬菜を多くとり入れた適地適生産、適地適生活の營農型態をとらせることとし、現在經營規模、經營組織の整備充実に向つて進んでいるが、未だ完成の域に達しないものが大部分で、概ね一部家畜を加味した穀菽中心の經營の段階である。しかしして現在入植者の約五割は食糧自給を達成していると認められる。

従つて現在の状態を營農型態別に分類すると大略左の如くである。(昭和二四年二月末現在、開拓地營農統計による。)

型態別	入植戸数
一年一作型	二千一
二年三作型	二〇
一年二作型	六七

(二) 開拓地に導入された家畜の種類頭数(總数及び開拓農家当頭数)、政府の助成内容、将来の導入計画概要

1 開拓地(純粹入植者)に導入された家畜の種類頭数は昭和二十四年二月末現在(開拓地營農統計)で左の通りである。

家畜別	内 地		北 海 道		計
役 馬	四、八七七頭		六、七九二頭		一一、六六九頭
役 牛	一五、一七七		二〇三		一五、三八〇
乳 牛	三、五六〇		一、三〇三		四、八六三
綿 羊	六、一一三		二、四五四		八、五六七
山 羊	二五、一三四		一、四四一		二六、五七五
豚	一一、二二二		二、六五六		一四、八七八
家 兎	一〇三、四五六		六、一〇〇		一〇九、五五六
鶏	一三三、八七〇羽		四二、七五〇羽		二七四、六二〇羽
あひる	五、四八〇		六七		五、五四七

2 開拓農家当種類別頭数

昭和二十四年二月末現在において純粹入植者一〇〇戸当頭数を示せば左の通りであつて、参考のため既存農村の農家一〇〇戸当頭数と比較すると役牛馬の数はその半ばであるが、乳牛及び牛家は開拓地の方が多く導入されている。

家畜別	入植者 一〇〇戸当頭数(A)	(参考) 農家一〇〇戸当頭数(B)	ABに対する Aの比率
役馬	九	一八	五〇%
役肉牛	一四	三五	四〇
乳牛	四	三	一五〇
緬羊	七	六	一二五
山羊	二三	八	二九〇
豚	一三	八	一六〇
兎	九五	三〇	三一〇
鶏	二三九	二八〇	八五
あひる	四	一	—

3 政府の助成の内容

昭和二十一年度は牛馬二、〇〇〇頭の購入補助金を交付し、昭和二十二年度には牛馬三七〇頭の導入を助成したが、昭和二十三年度以降は開拓者資金融通法による営農資金をもつて導入を図ることとし、同年度は馬一、九六〇頭、牛四、八〇五頭、乳牛九八一頭、計七、七一六頭(この融資金三二一、九九〇、〇〇〇円)を導入した。昭和二十四年度は同様に融資金三六四、七八〇、〇〇〇円を

もつて役畜五、六一二頭の導入を図ることとして発足したが牛馬価格暴落のため実際においてはこの資金で約一万頭の導入が行われたと推定される。

(二四年度実績は目下取りまとめ中)

4 将来の導入計画の概要

従来と同様国の資金融通による導入を行う計画で昭和二十五年度は牛馬資金二五〇、〇〇〇、〇〇〇円を予定している。

その他開拓者が信用基金制度を自主的に設け農林中央金庫から短期資金約一億円を借入れて主として中小家畜の購入を行うはずであるし、また各都道府県に対し努めて地方費をもつて家畜導入補助費の計上を勧めているが、昭和二四年度予算において総額約六千万円にのぼっている状況であつて、上記の政府の融資による導入と相まつて一層家畜の充實を図らせる計画である。

(三) 開拓地に建設された営農上必要を諸施設の種別、個数—政府の助成内容、将来の建設計画
1、種別別個数

イ、開拓者資金融通法第三号資金(共同施設資金)により過去三ヶ年(昭和二二、二三、二四年)に導入された共同加工施設は左の通りである。

農産加工施設

三五〇ヶ所

畜産加工施設四五ヶ所

林産加工施設

六五ヶ所

水産加工施設一〇ヶ所

其 他

三二ヶ所

総計五〇二ヶ所

右五〇二ヶ所に対する国の融資額は一六、一〇〇万円である。

口、開拓地(純粹入植者)の昭和二四年二月末現在(開拓地営農統計)における主要農機具の設置数は左の通りである。

電動機	一、三三四	台	その他原動機	九七六	台
和すき	一一、八二四		ブラウ	九、二三五	
碎土機	七、七四六		中耕除草機	一一、六七七	
ふんむ機	一〇、四六四		人力脱穀機	二〇、〇四一	
動力脱穀機	一、三五三		とうみ	一四、二六四	
動力米支機	五五九		動力製粉機	四八八	
リヤカー荷車	二二、五〇六		牛馬車	一〇、五三〇	

2、政府の助成内容

開拓者資金融通法による営農資金、(入植後三ヶ年まで貸付)、共同施設資金の融通を営農指導と結びつけつつ行っている。

3、将来の建設計画

前項の助成内容を継続し新規入植者に対して営農資金を融通して営農の基本施設を備えさせる

とともに共同施設資金の融通により農産加工等の共同施設を普及し営農の確立充実を図らせる計画である。

(四) 開拓地における土地改良事業の実施状況

1 開墾国庫経費年次別調

年度	内地		小団地		合計	摘要
	集	団	地	小		
二〇	建設工事費(開拓道路費を含む)	開墾作業補助	補助開墾補助金	合計	集団地は全額国費 小団地は開墾六割 道路五割補助	
二〇	七、七五〇、三四三	三三	九四	一六、八五五、七五九	〇七	
二一	五五、五八一、三七〇	五〇	九七	五五、六四三、〇五三	四	集団地は全額国費 小団地は開墾五割 道路五割補助
二二	九九〇、九〇、五八	九	九〇	一、〇四、八〇三、七四八	九	集団地は全額国費 小団地は開墾四割 道路五割補助
二三	九四六、五八三、三六三	六六	六六	二、五、二〇〇、〇〇〇	三、〇二七、三六七、四三三	建設工事は全額国費 開墾作業は新入 植七割既入植六割 補助小団地は開墾 のみ二割補助

二四 一、三〇八、〇八〇、〇〇〇 五、三八五、四〇〇、〇〇〇 一、八三七、〇五三、〇〇〇 四、六五〇、〇〇〇、〇〇〇 一、八八三、五三三、〇〇〇

建設工事は全額国費開墾作業は平均三、六割補助小団地は開墾三割補助工事五割補助

二五 一、四〇三、四九九、〇〇〇 五、九三〇、八〇〇、〇〇〇 三、三三三、七九七、〇〇〇 一〇、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 二、三三三、二九七、〇〇〇

建設工事は全額国費開墾作業は平均三、六割補助小団地は補助工事のみ五割補助

計 一、四九七、四三三、九九三 七、九二〇、六一八、三八八、五九九五 元

備考

一八、一九、二〇、二一、二二年度の集団地には建設工事と開墾作業の区分はない。

二二、二四、二五年度の集団地開墾作業は開墾進度四〇%まで六割、補助四〇—八〇%は三割補助、

八〇%以上には補助なく平均三、六割補助である。

開墾進度状況

年 度	集団地開墾			小団地開墾			計	備考	
	田	畑	計	田	畑	計			
二〇	四九四町	一三、四七七町	一三、九七一町	三、一〇九町	四九、五八九町	五二、六九九町	三、六〇三町	六二、〇〇六町	五五、六九九町

二	一	二、四五四	二五、〇三八	三七、三七三	八、三〇七	七五、六一一	八三、九九八	一〇、五五三	二〇、七九一	二二、六六一
二	二	一、四六九	二二、三七七	三三、六六六	一、八四四	一九、八〇八	二二、六五三	三、三三三	四三、〇三九	四四、四八八
二	三	一、一七一	三二、八九三	三三、〇六四	九、三	九、八三二	一〇、七四四	三、〇八四	三二、七四	三三、七九八
二	四	一、九三三	一七、五五四	一九、六六六	一七、六	一、五九九	一、七七七	三、一四〇	一九、三五三	二、三五三
二	五	三、三三六	三〇、八四八	三三、一四四	七、七	六、九〇二	七、六六八	三、〇八三	二七、七四九	三〇、八三三
計		九、七五七	一三〇、一〇七	一五九、八四四	一五、二八二	一六、五九九	一七、六、五七	二四、八七五	二九、五〇六	三三、八六一
既着手地区	残面積	三九、〇二一	八八、〇八五	一一七、〇九六						
合	計	六、六六八	三三、一九三	三三、六六〇						

小園地
不明

昭和二十
五年三月
末見込

北海道

北海道開拓予定地約七十万町歩のうち特殊の土地改良を必要とするものは、泥炭地、重粘土地のように特殊土壤地帯の改良であつて開墾適地として予定しているものは約一三万町歩であるが、これら地帯には排水、客土等の改良工事が必要であるが、これには可成の経費を必要とするので適確なる計画の下に技術的可能性と経済効果を判定の上、優先のものより実施している。

二十四年度までに工事着手したものは約六〇地区面積四万町歩で明渠排水は計画受益面積三五、〇〇〇町に対して二十四年度迄に一七、〇〇〇町歩(五〇%)客土は計画面積一九、〇〇〇町歩に対して二十四年度迄に一、〇〇〇町歩(五%)を実施している。

代行開墾経費及び戸数

年度	建設工事費	開墾作業費	計	入植戸数	摘	要
二一	円	円	三九、八〇三、四九九	二、二八三	全額補助	
二二			五四、〇七四、六五三	一八、六九九	全額補助	
二三	三三、八五三、五五四	四〇、八六三、九六八	六四〇、七六、三五三	三、一七五	建設工事は全額補助 作業は八・五割(新規)及び八割	
二四	二八九、七九九、〇〇〇	三三、三九九、一六四	六三三、〇八八、一六四	二八、三三二	(既入植) 建設工事は全額 作業は六割及び三割	
二五	二八一、〇四九、〇〇〇	四九、四〇四、〇〇〇	七三、四三三、〇〇〇	三〇、八三三	右に同じ	
計			二、九三〇、一五、六三七	三〇、八三三		
年度	補助額	戸数	摘	取		
二〇	三三三六、〇〇〇 ^円	四、五五五	四割補助			
二一	一一、〇三八、九〇五	四、五五五	四割補助			
二二	二〇、九八五、四一八	六、八二一	五割補助			

二 三	二 三、七五六、三六八	四、二七九	三割補助
二 四	八、六九四、〇〇〇	二、三六〇	三割補助
計	六四、八一〇、六九一	一八、〇一五	

開墾進度表

代行開墾

補助開墾

合計

摘要

年度	田 畑 計		田 畑 計		田 畑 計	
	町	計	町	計	町	計
二 〇	—	—	—	—	—	—
二 一	九	二四、五七九	—	七、八五	九	三、七六四
二 二	五	一九、四〇〇	—	二、三九一	五	三〇、七九一
二 三	—	三、八五七	—	三、三九	—	一七、一八六
二 四	—	八、七四一	—	六〇〇	—	九、三四一
計	一	六、五七	—	六、〇五	一	六、五七

入植並びに増反戸数

一、北海道

年度	集 団 地		小 団 地		計	
	入植戸数	増反戸数	入植戸数	増反戸数	入植戸数	増反戸数
二 〇	四、二〇一	—	—	—	四、二〇一	—

摘要

二一	八、〇八二	四、五五五	—	八、〇八二	四、五五五
二二	六、三七八	六、八二一	—	六、三七八	六、八二一
二三	四、五一六	一一九	—	四、一六〇	四、五一六
二四	五、一五六	—	—	一、八六〇	五、一五六
二五	三、五〇〇	五〇〇	—	二、〇〇〇	三、五〇〇
計	三一、八三三	一二、四九五	—	八、〇二〇	三一、八三三

二、内地(都府県計)

年度	集 団 地		小 団 地		計	
	入植戸数	増反戸数	入植戸数	増反戸数	入植戸数	増反戸数
二〇	二〇、六五五	三、一六五	一七、五五一	一〇、六三四	一六、三四	一六、八三〇
二一	三、九七三	五、三七七	三、三六〇	一〇、九四五	五、三五三	一六、一八三
二二	三、三七七	六、一〇五	八、九〇四	三七、二六四	三、三八一	六、五九九
二三	二、六六一	五、二〇一	五、六〇二	五、八七三	一八、三六三	九四、九七三
二四	六、五七七	三、六四〇	三、〇〇〇	六、三〇〇	一〇、五九七	一〇、六四〇
二五	六、五〇〇	三、六〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一一、五〇〇	七、〇〇〇
計	一〇四、八七〇	二二、二七九	六三、一三六	四三、七五	一六七、〇〇六	六三、七九四

摘 要

備考

1 昭和二〇—二三年度は入植並びに増反実績戸数で、二四年度は計画戸数である。しかし二三年度及び二四年度の入植戸数は助成戸数の外に非助成入植戸数を含む。

2 昭和二十五年度の入植戸数(非助成入植戸数を含む)並びに増反戸数は推定戸数である。

3 昭和二十四年度及び二十五年度の入植並びに増反戸数の集団地、小田地別戸数は推定である。

2 開拓地土壤改良事業

開拓地の土壤は概ね強酸性、燐酸欠乏、有機質欠乏等が甚だしいので、これを速かに熟地化するため左の事業を実施している。

イ、土壤調査、施肥試験の実施及び改良指導

既入植地区の開墾地を対象とし各都道府県農事試験場に委託して、昭和二十三年度内地四万町歩、昭和二十四年度内地四万町歩、北海道一万五千町歩、昭和二十五年度内地三万町歩、北海道一万町歩の土壤調査を行い、あわせて代表地区の施肥試験を実施し、その結果を発表周知させるとともに開拓地常駐管農指導員等による現地展示圃の設置、巡回指導班派遣等により、開拓者に土壤改良の急務を認識させ改良に努力をさせつつある。

ロ、酸性矯正のため炭酸カルシウムの導入を行っている。即ち開拓者資金融通法の運用により特殊融資の方法をもつて、昭和二十三年度六万トン、昭和二十四年度五万トン(土壤調査の結果

に基き適量を入れるが、平均一町当二トン程度を導入した。昭和二十五年度は米国対日援助見返資金によりこれが導入を引続き実施の計画である。

ハ、磷酸質肥料の増配措置を講じている。即ち農業生産計画による主要食糧作物に対しては基準配給量のほか開拓地には特に昭和二十三年秋肥(反当以下同じ)一貫昭和二十四年春肥一貫、秋肥二貫昭和二十五年春肥二貫を増配し、また供出対象とならない新墾地にも特別に昭和二十四年春秋肥各三貫、昭和二十五年春肥五貫を増配した。

なお窒素質肥料についても昭和二十四年秋肥は作物別を問わず三貫、新墾地には昭和二十四年春秋肥及び昭和二十五年春肥各三貫の増配を行つた。

ニ、有機質の増施については家畜の導入と相俟つて厩堆肥緑肥の増産を奨励しつつある。

(一) 開墾作業補助金について

1 内地分

区分	補助金総額	反当補助金	一戸当補助金額		備考
			入	増反	
昭和二〇年	二七、五四、一六	一八、〇、六〇	一、〇八	六、九	
" 二一年	一、〇六、九七、〇六	六五、〇、〇〇	七、三四	二、〇三	
" 二二年	九九、九三、六二	一、〇〇、〇〇	七、三三	一、八五	

"	一三三年	一、四二四、二二、六六九	三、一三〇、〇〇〇	一〇、五五六	一、四三三
"	二四年	五七七、六四、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	四、〇八四	
"	二五年	九二六、四六、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	九、一六九	
"	二六年	五九五、〇六一、〇〇〇	四、六五三、〇〇〇		
"	二七年	五二五、二二、〇〇〇	三、三六〇、〇〇〇		
"	二八年	五三三、五三三、〇〇〇	"		
"	二九年	五三三、八三〇、〇〇〇	"		
"	三〇年	五三三、八三〇、〇〇〇	"		
二	北海道分				

区	分	補助金総額	反当補助金	入	植増	反	備考
昭和二〇年		三六六、〇〇〇 円	一三、〇〇〇 円			八〇 円	
"	二一年	二八六、三六三、五三三	四、五〇〇	二二、四九五		二、四三三	
"	二二年	五二八、四八五、七六八	八、六〇〇	二九、一五七		三、〇七七	
"	二三年	四三三、六三〇、三五六	三、七六〇	三〇、二七七		五、五五五	
"	二四年	四四七、一五三、四八四	三、六一〇	一五、二三三			

二五年	五二七、六九四、〇〇〇	三、三七七、〇〇〇	三〇、三三八
二六年	四二〇、九六六、三三〇	一、六六九、〇〇〇	三三、八〇〇
二七年	三六六、一三三、〇〇〇	"	三六、〇七六
二八年	三九三、九七四、五〇〇	"	三六、〇七〇
二九年	三七五、四五〇、〇〇〇	"	三〇、〇六六
三〇年	三七五、四五〇、〇〇〇	"	三〇、〇六六

(一) 開拓農家に対する営農資金融資の実績と償還成績

開拓者融資金は営農資金、住宅資金、共同施設資金に分かれており、営農資金は昭和二十一年度より貸付け、二十四年度迄の貸付総額四、五〇五、六九八、四七六円五〇で住宅資金は同じく昭和二十一年度より貸付け、二十四年度迄の貸付総額五九四、六五一、一七八円で共同施設資金は昭和二十三年度貸付け二十四年度迄の貸付総額一六一、二二三、二四〇円であつて、資金別、年次別貸付状況は別表の通りである。

営農資金、住宅資金は五ヶ年据置十五ヶ年平均年賦償還であつて昭和二十六年度において定期償還が始まるが、共同施設資金は据置一ヶ年十五年均等年賦償還であるので、昭和二十四年度は第一回定期償還期で別表の通り八、六二七、三八〇円が償還予定額であるが四月十日迄に六、九六一、六〇

五円納入済みであつて好成績と認められ、未納の分も出納閉鎖期(四月末迄)には完納の見込みである。

1 営農資金

貸付年度

貸付戸数

貸付金額

備考

昭和二一年度

四四、八〇五

三一四、六〇二、一二八円

" 二二年度

四六、四〇一

三八一、三〇九、四九四

" 二三年度

一〇三、九六一

二、三五八、五九二、八五四・五〇

" 二四年度

一、四五一、一九四、〇〇〇

予算額

計

四、五〇五、六九八、四七六・五〇

2 住宅資金

貸付年度

貸付戸数

貸付金額

備考

昭和二一年度

四四、八〇五

九六、三九七、八七二円

" 二二年度

四七、〇六二

四二〇、四一七、三〇六

" 二三年度

三、七二三

七七、八三六、〇〇〇

計

五九四、六五二、一七八

3 共同施設資金

貸付年度	貸付戸数	貸付金額	備考
------	------	------	----

昭和三三年度	四二六	九八、三二三、二四〇	円
--------	-----	------------	---

〃 二四年度	一	六二、九〇〇、〇〇〇	予算額
--------	---	------------	-----

計		一六一、二二三、二四〇	
---	--	-------------	--

4 昭和二十四年度年賦償還予定額

償還年度	資金別	償還予定額	備考
------	-----	-------	----

昭和二四年度	共同施設資金	八、六二七、三八〇	円
--------	--------	-----------	---

(三) 償還不能の場合政府のとるべき措置

共同施設資金についてはその事業経営の内容からみても相当の収益があるので、年賦金の償還は困難ではなく、現にその第一回の二十四年度成績も前述の如く好成績を示しているが、昭和二十六年度から始まる一般営農資金及び住宅資金の償還についてはその償還不能のものも予想される。

これについては法令にその措置を明記し完全なる回収を期している。

三、(一) 緊急開拓事業の対象となるべき開墾適地面積

終戦直後に立てられた緊急開拓事業計画においては、一五五万町歩の開墾が目標になつていますが、この面積については、その後色々論議されている。この数字を再検討してわが国になお残されている開拓適地の面積を適確に知ることは今後開拓政策を進めて行く上に必要なことであるが、

そのためには既存の資料を利用するほか、更に詳細な現地調査を必要とする。しかし全国に汎つて実際に現地調査を行うことは経費や調査に参加できる技術者の数などから考えて実施し難いので目下農地局をして抽出法によつて一部の現地調査を行い、その結果と既存資料とから右の面積を算出する作業を実施せしめているが、これは大体六月中には完了の予定である。

(二) 昭和二十五年以降開墾地取得見込面積

昭和二十五年においては、多額の国家投資を必要とせず容易に開拓可能な土地を取得すること。即ち開拓のための基本施設に多額の経費を必要としない土地を優先的に取扱い、また国家の物質的助成を必要とする入植用地よりも地元農家の増反用地及び助成を必要としない入植用地を優先的に取扱うことを第一條件として都道府県が自主的に定めた取得目標面積に従つて次の如き面積の取得を計画している。

なお、本年度の未墾地取得見込面積は(三)の3の次に掲げた通りである。昭和二十六年以降については未だ決定していない。

(三) 開墾予定地取得の公正を期するために取りつつある措置

開拓適地を公正に選定するためには次の諸点について適切な措置を講じておく必要がある。即ち

- 1 開拓地として取得せらるべき土地は開拓しても将来安定した農業が成立つ見込があり、且つ開

拓に振り向ける方が他の利用に振り向けるよりも国民経済的に有利であり、また土地保全に重大な悪影響を及ぼすおそれのない土地でなければならぬから、この点開拓地となし得る土地の自然的社会的な資格條件を定め、その條件を満足しないような土地は開拓適地として選定しないようにすること。

2 右の條件にてらして適地であるかどうかを定めるための調査をできる限り科学的且つ周到に行うようにししかもこの調査には有能な技術者を従事せしめること。

3 調査並びにその判定が果して妥当であるかどうかを公正に審議すること。

政府は、関係各省及び総司令部天然資源局と協議の上、右の諸点に關し一定の基準を定め、昭和二十四年一月十八日付農林次官通達を以て(二四開第土六三三号開拓適地選定の基準に關する件)都道府県知事、營林局長、農地事務局長に指示している。

昭和二十四年一年十八日以後における開拓適地の選定はすべてこの基準が定める方法及び手續きに從つてこれを行つてゐるからすべて公正に行われてゐるものと考へる。

未墾地取得見込面積

地 方 名 二五年度

北 海 道 一一〇、〇〇〇

京

東

台

仙

長	山	神	東	千	埼	群	栃	茨	小	福	山	秋	宮	岩	青
野	梨	奈	京	葉	玉	馬	木	城	計	島	形	田	城	手	森

二、一〇〇

七五

四九五

七〇三

二、六五〇

九五〇

八四三

一、二三四

二、〇五〇

三、〇〇〇

一、八〇〇

三、〇〇〇

二、五〇〇

五、五〇〇

五、五〇〇

都

京

沢

金

岐 愛 三 滋 京 大 兵 奈

小 福 石 富 新 小 靜

良 庫 阪 都 賀 重 知 阜

計 井 川 山 瀉 計 岡

二〇〇
三〇〇
四〇〇
六三〇
三〇〇
五〇
四五〇
一五〇

三〇五
三二八
一、二六三
九三七

一、一一五

熊

山

岡

長 佐 福

小 高 愛 香 德 山 広 岡 鳥 鳥

和

崎 賀 岡

計 知 媛 川 島 口 鳥 山 根 取

計

歌

山

五〇〇
三一〇
七五〇

一二〇
七〇〇
九〇
三〇〇
五七〇
六五〇
八三〇
三〇一
五〇

一五〇

熊本	八〇〇
大分	一、〇〇〇
宮崎	一、〇〇〇
鹿児島	一、三〇七
小計	

内地計 四八、二四六
 総計 六八、二四六

四、(一) 海外開拓引揚者の入植数と現在入植を希望する者の数及び今後の入植可能数

満洲開拓民	入植数	二五年度入植希望数	今後の入植希望見込数
樺太農家	二六、四九九	一一、五〇〇	一〇、〇〇〇
計	六、三〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
備考	三二、七九九	一四、五〇〇	一一、五〇〇

- (一) 「入植数」は昭和二十五年三月末現在戸数(推定)である。
- (二) 「昭和二十五年入植希望数」は、昭和二十四年八月末現在戸数である。
- (三) 今後の入植希望見込数は、今後の帰還推定戸数の概ね五〇%である。

なお二十五年入植計画(予算)戸数は一〇、〇〇〇戸であるから、本年度の実績に感して、本年度希望者一四、五〇〇戸中入植のできなかつた者は、今後の入植希望見込数に含めるとになる。

(二) 入植者の審査の結果に関する概要

1 入植者の場合

イ、応募数

年 度	農 業			そ の 他			計
	引揚	一般	計	引揚	一般	計	
三〇一三年度							一四、六八九
二二年度			四、八七四			三六、六八九	五七、三六〇
二二年度			一五、五〇三			二、三三七	一七、七三九
二二年度			三、三三九			六、四四五	九、七九四
二二年度			三七、八四一			八、六六三	四六、五〇三
年 度	農 業	林 業	計	そ の 他	計	計	
二〇一	引揚	一般	計	引揚	一般	計	
二二年度			三五、〇一九			二四、〇六四	五九、〇八三
二二年度						二、六六三	四六、四〇〇

ハ、適格数

二三年度	一三、〇四七	一六、七九	二六、八〇六	一、七六	五、四〇〇	七、二六	一三、八三三	三三、三九	三六、〇六
------	--------	-------	--------	------	-------	------	--------	-------	-------

年 度	農 業			そ の 他			計		
	引揚	一般	計	引揚	一般	計	引揚	一般	計

二〇一									一〇七、八四九
二二年度			二七、六四			一六、四七	一九七、八	四四、〇三	四三、七三
二二年度			二七、六四			一六、四七	一九七、八	四四、〇三	四三、七三

二二年度	九、五二	一三、七五〇	二二、三二	一、一〇八	二、八〇二	三、九〇九	一〇、六九	一五、五二	二六、三〇
二三年度									

2 増反者の場合

年 度	應 募 数	選 衡 数	適 格 数
二〇一一年度	三〇八、二〇三	—	三〇六、五六七
二二年度	九五、三二一	—	七二、一九〇
二三年度	一二六、五一三	一〇八、三八三	八八、二四五
計	五二九、〇三七	—	四六七、〇〇二

備考

(一) 昭和二十、二十一年度においては、入植者、増反者とも選衡は都道府県の方針に基いて実施せしめたので夫々の実態は確一ではない。

従つて応募数は、計画戸数(応募予定戸数)であり、適格数は入植及び増反の実績数である。

(二) 昭和二十二年年度以降においては、嚴重な選衡を実施し、その結果を取りまとめている。但し二十二年年度のみ増反の選衡の結果を取りまとめていないので二十、二十一年度に準じて作成した。なお二十二年年度適格数は、職業別、地域別の調査を関連性なく、実施しているので、本表においては職業別に記載した。

(三) 昭和二十四年度の概要は、目下調査中であるので本表から除外した。

(四) 応募数、選衡数、適格数の各欄の職業別の「その他」とは、商工業、旧職業軍人等である。

(五) 各年度の入植は適格者のうちから当該年度の予算に応じて実施する。

(三) 昭和二十五年年度以降入植予定戸数(純粹入植農家及び増反農家別)

1 入植

昭和二十五年年度においては国家財政の都合により一〇、〇〇〇戸を認められたが、二十六年年度以降最低毎年一〇、〇〇〇戸以上実施した。

2 増反

昭和二十五年年度においては国家財政の都合より八〇、〇〇〇戸を認められたが、二十六年年度以降最低毎年八〇、〇〇〇戸以上実施した。